

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

47期(1993/平成5年)

修習時代に得たものと部長の銅像



会員 山崎 雄一郎 (47 期)

弁護士として30有余年たったが、特に極めた分野があるわけでもない。ただ、振り返ってみると、これまでつつがなくやってこられたのも、修習時代にお世話になった方からいただいたヒントやきっかけが大きく影響しているように思う。

数え切れないほどあるが、一番記憶に残っているエピソードをご紹介します。

民事裁判修習中、私が裁判官室で起案をしていると、法廷での判決言渡しを終えて17期の部長が、「わたしの銅像が建つぞ！ぐわっはっは!!」といいながら、勢いよく戻ってこられた。部長は、最高裁判所の調査官や民裁教官も務められた方だが、居眠りをしている修習生にチョークを投げつける伝説の鬼教官で、「ばかもん！」が口癖の豪快なキャラクターだった。恐る恐る、どういふことか伺ってみると、部長が単独で担当していた、いわゆる「変額保険事件」で、原告勝訴判決を言い渡した瞬間、傍聴席を埋めていた被害者の会の人たちが立ち上がり、わあっと歓声が上がって、法廷がどっと沸いたという。保険会社が敗訴した初めての判決だった。

部長は、「原告訴訟代理人の法律構成が良かった」という。滅多に人を褒めない部長がそう仰るのだから間違いない。

それまでに提起されていた多くの同種事件では、相続財産を圧縮するため多額の借入れをして変額保険を買うというスキームで相続対策をしたものの、最終的に返済しきれなくなって、結局不動産を失ってしまったということについての損害賠償責任という構成のものが多かったようである。

この事件の原告訴訟代理人弁護士の方は、生命保険会社の外務員が、株式市況等により解約返戻金の額が変動し元本割れする危険度の高い数億円の時払変額保険への加入を勧誘するに当たり、保険料を全額銀行借入金でまかなっても、最低年9%の運用利回りが確実に解約返戻金が銀行借入金を下回ることではない旨の虚偽の事実を述べ、その旨誤信したから、保険契約が「錯誤」により無効になるとして、保険料の不当利得返還請求と銀行に支払った利息等について不法行為に基づく損害賠償請求という立て方にしていた。また、当時の外務員が、この法律構成に沿う証言をし、重要な証拠となった。金融商品の販売に当たっての説明義務に関して、その後、多くの場面で引用される重要な判決となった。

私は、この事件に出会うまで、おそらく弁護士になれば、当然多く扱うことになるであろう民事事件について、なんとなく味気ないもの感じていた（その要因の大きな部分は「要件事実論」のパズルチックなところ）。

しかし、この事件の話をその判決を書いた部長から直接伺えたことで、被害者を救済し、世の中を変える力があることを実感することができた。

反面、部長は、いまでいえばパワハラ気質で、担当係の書記官の方々は大変苦労されていた。このことも、その後、私が事務所を経営して事務職員を雇用し、また、会社で取締役を務めるに当たって、従業員の方とコミュニケーションをとる際の反面教師として大いに参考にさせていただいている。

そして、その後、部長の銅像は建ってはいない（笑）。